

随意契約理由

令和7年(2025年) 1月 17日

契 約 担 当 課 名	基盤整備課
発 注 担 当 課 名	基盤整備課
契 約 名 称	(仮称) 北新田歩路橋周辺交通量調査委託
契 約 内 容	測量業務一式
契 約 締 結 日 及び 契 約 期 間	令和 7 年(2025 年) 1 月 17 日 令和 7 年(2025 年) 1 月 17 日 から令和 7 年(2025 年)3 月 31 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	復建調査設計株式会社 大阪支社
契 約 金 額	7, 3 7 0, 0 0 0 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 本委託は、(仮称) 北新田歩路橋の施工にあたり、中国自動車道および大阪中央環状線の夜間通行止めが必要となることから、広域迂回の影響評価を行うものです。 当該工事においては、過年度より大阪府警察本部、NEXCO 等と協議を重ねており、その協議資料作成のため、令和 3 年度に「(仮称) 北新田歩路橋交通量調査委託」を、令和 4 年度に「(仮称) 北新田歩路橋交通量追加調査委託」をそれぞれ発注し、周辺の交通量を把握するとともに、交通シミュレーションを実施しておりましたが、協議において、より広域にわたる影響を整理する必要が生じました。 本整理作業は、過去の調査データや経緯等への深い理解が必要となるなど、過年度業務と密接不可分の内容が多く含まれることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し、先述の交通量調査委託の受注者である復建調査設計株式会社と随意契約を締結するものです。